

「やっぱり準備は大切だ」の巻



市・県民税の申告で必要なもの

- ☐

申告書

届いていない場合は、市民税課窓口または申告会場で配布

☐

印かん(認印可)

☐

マイナンバーカードまたは
マイナンバー通知カード+
運転免許証などの本人確認書類



※扶養親族がいる場合は被扶養者のマイナンバーも必要です。
※社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の施行に伴い、
申告書にマイナンバーの記載が必要です。
マイナンバーが記載された申告書を提出する場合は、
番号法の規定に基づき、本人確認が必要です。

☐

平成30年中の収入・経費を証明するもの

給与や年金の源泉徴収票、給与証明書、
事業者の収入支出帳簿、経費の領収書など

☐

諸控除を受ける際の書類

ア～ウは平成30年中に支払ったものが対象

ア 社会保険料の領収書または支払証明書

イ 生命保険料・地震保険料の控除証明書

ウ 医療費のお知らせ
※医療費のお知らせに記載のない分は
医療費の領収書が必要です。
※医療費控除の明細書の提出が必要です。

エ 障害者手帳、学生証

オ 障害者控除対象者認定書
65歳以上で要介護・要支援認定を受けている人。
いきいき高齢支援課で発行

カ 扶養親族が海外にお住いの場合は
親族関係書類、送金関係書類

キ その他
内容を確認する際に必要と思われるもの



配偶者特別控除の見直し

対象となる配偶者の
合計所得金額が…

改正前	改正後
38万円超 76万円未満	38万円超 <u>123万円以下</u>





配偶者控除の見直し

申告する人の
合計所得金額が…

改正前	改正後
無制限	<u>1,000万円</u>



を超えると配偶者控除を
受けることができない

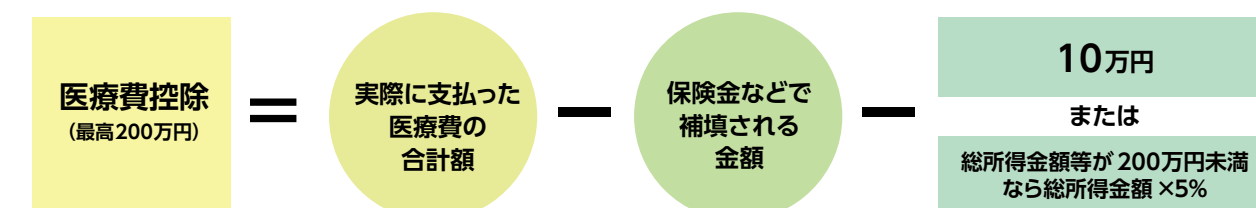


「医療費控除を受けたい」の巻



平成 30 年1月1日から 12 月 31 日までに支払った医療費(生計を一にしている親族の分も合計できる)が一定額を超えるときは、医療費控除を受けることができます。医療費控除は、年末調整の対象ではないため、控除を受けるには、**年末調整済みの人も申告が必要**です。

【計算方法】



支払った医療費のすべてが医療費控除の対象となるわけではありません。対象となる医療費や計算例について詳しくはホームページをご覧ください➡

[illegible]